地域コミュニティ推進協議会事務費交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、池田市地域分権の推進に関する条例（平成１９年池田市条例第２０号。以下「条例」という。）第４条に規定する地域コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）に対する事務費交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（交付金の使途等）

第２条　交付金に認められる使途は、協議会の運営上必要な事務に係る経費（協議会の会議に必要なお茶等に係る費用を含む。）、地域住民への地域分権制度に関する啓発及び周知に係る経費及び条例第５条の提案に基づく事業（前年度以前に実施された事業を含む。）に係る経費の支出に限るものとし、役員等の人件費、食料費及び慶弔費の支出にこれを充てることはできないものとする。

２　交付金は、条例第５条の事業を実施しようとする協議会の提案に基づき当該事業実施年度の前年度において市長が編成した予算案が池田市議会の議決を経て成立した場合に限り、当該協議会に対して当該事業実施年度に交付するものとする。

（交付金の額）

第３条　１の協議会に対する交付金の額は、１の会計年度につき１０万円を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず、統合により１となった協議会に対する交付金の額は、１の会計年度につきその１となった協議会の前身である協議会（当該統合の直前に存していたものに限る。）のそれぞれにおいて交付金の限度とされていた額のそれぞれを合計した額を限度とする。

（交付金の申請）

第４条　交付金の交付を受けようとする協議会は、地域コミュニティ推進協議会事務費交付金交付申請書（様式第１号）により市長に申請しなければならない。

（交付金の決定）

第５条　市長は、前条の申請内容を確認したうえで、交付金の額を決定する。

２　市長は、前年度の交付金に係る支出が適当ではないと認めた協議会の申請に対しては、交付金を減額又は不交付とすることができる。

３　市長は、第１項において交付決定した協議会に対して地域コミュニティ推進協議会事務費交付金交付決定通知書（様式第２号）により通知する。

４　市長は、第２項において不交付と決定した協議会に対して地域コミュニティ推進協議会事務費交付金不交付決定通知書(様式第３号)により通知する。

（交付金の請求）

第６条　前条第３項の規定による交付決定を受けた協議会は、地域コミュニティ推進協議会事務費交付金請求書（様式第４号）により市長に対して請求しなければならない。

（交付金の交付）

第７条　市長は、前条に規定する請求があったときは、その内容を審査のうえ請求のあった日の属する月の翌月末日までに交付金を交付する。

（報告の提出）

第８条　交付金の交付を受けた協議会は、会計年度終了後、協議会の総会に提出する会計報告及び監査報告書を市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第９条　市長は、交付金の交付後に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協議会に対して交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

（交付金の繰越し）

第１０条　交付金の交付を受けた協議会は、当該年度の決算において交付金に余剰金が生じたときは、次年度以降に繰り越してこれを使用することができる。

２　前項の規定に基づき繰り越した交付金（以下「繰越金」という。）は、第８条に規定する会計報告に計上しなければならない。

３　繰越金及びその運用から生じる収益は、第２条第１項に規定する

経費の支出に充てるためのものとする。

４　繰越金の収支は金銭出納簿等で適切に管理し、常にその残高を明確にしなければならない。

附　則

この要綱は、平成１９年９月５日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２９年９月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和６年６月１８日から実施する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

池 田 市 長　様

地域コミュニティ推進協議会事務費交付金交付申請書

　　年度地域コミュニティ推進協議会事務費の交付を受けたいので、地域コミュニティ推進協議会事務費交付金交付要綱第４条の規定により次のとおり申請します。

申　請　者 （会　　長）	団　体　名	
	住　　所	
	氏　　名	印
	電 話 番 号	
申 請 金 額	金　　円	

様式第２号（第５条関係）

池　　発第　　号
年　　月　　日

様

池田市長

地域コミュニティ推進協議会事務費交付金
交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった地域コミュニティ推進協議会事務費交付金については、下記のとおり交付を決定したので、地域コミュニティ推進協議会事務費交付金交付要綱第５条第３項の規定により通知します。

記

交付申請額　　金　　円

交付決定額　　金　　円

様式第３号（第５条関係）

池　　発第　　号
年　　月　　日

様

池田市長

地域コミュニティ推進協議会事務費交付金
不交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった地域コミュニティ推進協議会事務費交付金については、下記のとおり不交付と決定したので、地域コミュニティ推進協議会事務費交付金交付要綱第５条第４項の規定により通知します。

記

交付申請額　　金　　円

不交付の理由

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

池 田 市 長　様

地域コミュニティ推進協議会事務費交付金請求書

交付決定を受けた　　年度地域コミュニティ推進協議会事務費の交付を受けたいので、地域コミュニティ推進協議会事務費交付金交付要綱第６条の規定により、次のとおり請求します。

申　請　者 （会　長）	団　体　名	
	住　　所	
	氏　　名	印
	電 話 番 号	
請 求 金 額	金　　円	
振込みを希望する金融機関	金融機関名	
	支　店　名	
	口 座 種 別	
	口 座 番 号	
	(フリガナ) 口 座 名 義	